

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ
計量管理規定の変更認可について

I. 審査の結果

「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ」に係る計量管理規定に関し、同機構から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第61条の8第1項の規定に基づき申請があった「計量管理規定の変更認可申請書」（令和5年2月8日付け令04原機（も）392をもって申請。）について審査した結果、当該申請は、法第61条の8第2項に定める「国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分でない」と認めるときに該当しないと認められる。

II. 申請の概要

申請者名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

代表者氏名：理事長 小口 正範

申請日：令和5年2月8日

申請の理由：組織改正他に伴う変更

申請の内容：変更の概要は以下のとおり。

組織改正に伴う変更

・核燃料物質の計量管理に関する業務の組織内移管に伴う変更

燃料体取り出し作業完了に伴う変更

・原子炉及び炉外燃料貯蔵槽から燃料体を取り出されたことに伴い、
運転時に使用する測定機器に関する記載の削除等の変更

III. 審査の内容

本件審査に当たっては、本申請に係る計量管理規定変更の内容が、国際規制物資の使用等に関する規則（昭和36年総理府令第50号。以下「規則」という。）第4条の2の2に基づく規定を満たしていること及び法第61条の8第2項の規定に定めるところの「国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分でない」と認めるときに該当しないことを確認した。

その内容は、以下のとおりである。

1. 組織改正に伴う計量管理組織の変更

(1) 原子炉施設において、安全管理課長の核燃料物質の計量管理に関する業務が施設保安課長に移管されることに伴い、当該移管が適切に変更されていることを確認した。（該当箇所：第二編 原子炉施設における核燃料物質の計量管理 第1条、第2条、第12条～第20条、第23条～第29条、第31条～第34条、第39条、別図第1）

- (2) 使用施設において、安全管理課長、電気保全課長及び燃料環境課長の計量管理に関する業務が施設保安課長、設備保全課長及び施設管理課長にそれぞれ移管されることに伴い、当該移管が適切に変更されていることを確認した。(該当箇所：第三編 使用施設における核燃料物質の計量管理 第1条、第2条、第12条～第18条、第21条～第25条、第27条～第29条、別図第3)
2. 原子炉及び炉外燃料貯蔵槽から燃料池への燃料体取り出し作業完了に伴う変更
- (1) 原子炉施設において、原子炉の運転時に使用する測定機器が削除されていることを確認した。(該当箇所：別表第6)
 - (2) 原子炉施設において、2.(1)の測定機器の削除に伴い計量管理組織から電気保全課が削除されていることを確認した。(該当箇所：第二編 原子炉施設における核燃料物質の計量管理 第1条、第2条、第28条、別図第1)
 - (3) 運転記録の記録時期が変更されていることを確認した。(該当箇所：別表第7)